

地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業) 実施要綱

石狩振興局要綱 限度額特例基準

振興局名 石狩振興局

区分	<input type="checkbox"/> ハード系事業 <input type="checkbox"/> ソフト系事業 <input type="checkbox"/> 上限額 <input type="checkbox"/> 下限額	※該当するものを○で囲むこと
具体例	<p>※地域が重点的に進めるプロジェクト(旧 地域重点プロジェクト)のために特に必要と認めるもの。(1~2項目を具体的に設定すること)</p> <p>○誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの推進に資する事業 【個別事業】</p> <p>(1) 石狩の若者の地元定着促進と道外からの人の呼び込みプロジェクト関連事業</p> <p>(2) 安心して子どもを生み育てられる“いしかり”環境づくり促進プロジェクト関連事業</p>	
考え方	<p>※設定にあたっての背景や理由を項目別に具体的に記入すること。</p> <p>(1) 石狩管内は、多くの大学や企業が集積し、道内他地域からの大幅な転入超過となっているが、進学や就職時における道外への人口流出が著しいことから、若年層の道外への流出抑制や首都圏など道外からの流入を図るため、若者の地元定着・就業に向けた取組の促進、地域産業の活性化や企業誘致等による雇用の場の創出、道外からU・I・Jターンの促進に係る事業を対象とする。</p> <p>(2) 少子化などによる地域活力の低下に歯止めをかけるため、出産・子育てを地域で支える環境づくり、働き方改革やワーク・ライフ・バランス実現に向けた企業意識の醸成に係る事業を対象とする。</p>	

区分	<input type="checkbox"/> ハード系事業 <input type="checkbox"/> ソフト系事業 <input type="checkbox"/> 上限額 <input type="checkbox"/> 下限額	※該当するものを○で囲むこと
具体例	<p>※地域が重点的に進めるプロジェクト(旧 地域重点プロジェクト)のために特に必要と認めるもの。(1~2項目を具体的に設定すること)</p> <p>○多彩な地域資源を活用した観光の振興に資する事業 【個別事業】</p> <p>石狩観光スタイルと石狩の食の魅力ブランド化推進プロジェクト関連事業</p>	
考え方	<p>※設定にあたっての背景や理由を項目別に具体的に記入すること。</p> <p>道内をはじめとした国内外の交流人口や関係人口の拡大を図るため、石狩観光スタイルの推進に向けた魅力発信、様々な観光客に向けたおもてなし環境の整備・充実、新たな観光メニューの開発や地域の食のブランド化の推進と魅力発掘に係る事業を対象とする。</p>	

区分	ハード系事業	ソフト系事業	※該当するものを○で囲むこと
	上限額	下限額	
具体例	※地域が重点的に進めるプロジェクト(旧 地域重点プロジェクト)のために特に必要と認めるもの。(1~2項目を具体的に設定すること) ○豊かな自然環境と調和した持続可能な社会の構築に資する事業 【個別事業】 自然環境と調和した誰もが安心して暮らせる“いしかり”まちづくりプロジェクト関連事業		
考え方	※設定にあたっての背景や理由を項目別に具体的に記入すること。 少子・高齢化の進展に伴う人口の自然減少等により、今後、地域活力の低下が予想されるほか、気候変動による日常生活への様々な影響が懸念されることから、地域の住民一人一人が安心して暮らし続けることができるよう、豊かな自然環境を守り育てる取組の推進、誰もが安心して暮らせる社会の形成、防災対策の強化による安全なまちづくりに係る事業を対象とする。		

区分	ハード系事業	ソフト系事業	※該当するものを○で囲むこと
	上限額	下限額	
具体例	※地域が重点的に進めるプロジェクト(旧 地域重点プロジェクト)のために特に必要と認めるもの。(1~2項目を具体的に設定すること) ○地域固有の文化や歴史の継承・活用に資する事業 【個別事業】 縄文遺跡群を活用した魅力発信と誘客促進プロジェクト関連事業		
考え方	※設定にあたっての背景や理由を項目別に具体的に記入すること。 令和3年(2021年)7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」について世界文化遺産に登録決定されたことから、この魅力ある地域資源を活用し、観光など地域資源の活性化に繋げていくため、縄文文化の魅力発信と次世代への継承の推進、遺産を活用した誘客促進に係る事業を対象とする。		

採択決定へのプロセス	(1) 地域政策課において、地域が重点的に進めるプロジェクトに基づく限度額特例適用事業の審査を行い、採択案を作成する。なお、統合事業については、地域政策課と関係課協議による審査検討の上、案を作成する。 (2) 地域政策課から部長会議等で振興局幹部に案を説明し、了承を得る。 (3) (2) で了承を得た案を起案し、関係課合議の上、振興局長決裁により決定する。
------------	---